

広報

平成元年6月



わしま

人口の動き

4月末現在
出生3人 死亡8人
転入12人 転出24人
世帯数 1,276世帯(+3)
男子 2,741人 (-10)
女子 2,832人 (-7)
計 5,573人 (-17)



乳児相談

五月十七日、総合福祉センターで乳児相談が行われました。この日、昨年五月から今年一月までに生まれた乳児が約千名が集まりました。身長や体重を測るための測定器、離乳食や育児のしつけを傾けていました。

主な内容

- 2・3頁…昭和63年度予算執行状況
- 4頁…良寛さまの生涯
- 5頁…体育指導委員さん紹介
- 6・7頁…ワシマスポット、村長室の黒板、読者リレー
- 8・9頁…お知らせ広場
- 10頁…わしまのよめさん、村史の窓

わしまよめさん

下小島谷 藤田 恵子さん
(世帯主 豊治さん)



藤田恵子さんは島田小学校の事務職員として勤めておられ、柏崎市から稼いで来られました。主人の豊明さんは柏崎市立比角小学校の先生として勤務され、西山町立二田小学校で恵子さんと知り合われ、昨年に結婚されました。

藤田さんは現在、父田と若夫婦の四人ですが七月にはかわいいお子さんが仲間入りすることでしょう。

村の印象はいかがですか？
実家（柏崎市北条）の方に比べ、雪は少なく、山もあり、海も近いし住みやすく環境のよいところだと思います。

また、スポーツ施設もかなり整備された村だと思います。

ほかの学校と比べ、島田小学校の環境はどんなですか？
自然が豊かでグラウンドや校庭が広くよい所だと思います。特に裏山が整備されており、キャンプすることができ子供たちは幸せだと思います。

村や地域に対して何か意見や要望はありますか？
国道一一六号線のバイパス開通に向けて良寛の里もオープンするように聞いています。ぜひ成功させて欲しいと思います。

また、長岡との道路が阿弥陀瀬のトンネル開通などにより整備されますと大変便利になり、観光客も増えることと思います。

村史の窓 (第四号)

今回は島崎橋について書いてみたいと思います。

寛政四年
差出明細帳
越後国三島郡
子十一月 島崎村
(表紙)

（表紙）
明和元年
島崎村橋仕用帳
甲八月日

一 高八百五拾石壺斗七合
（中略）

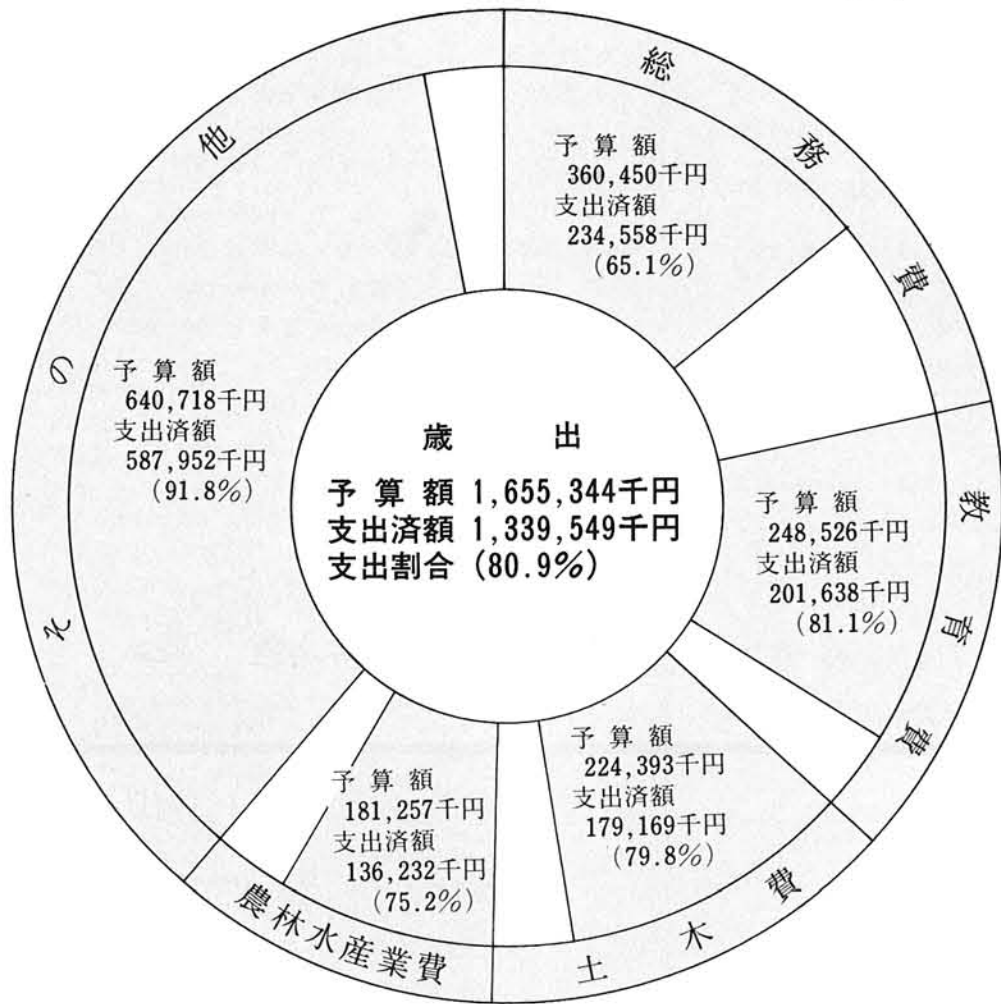
一 橋拾三ヶ所
内
村大橋壺ヶ所幅式間長サ拾式間欄干脚除付、高割ヲ以村上御領と御立会二而從御地頭様被下置候、尤掛替え節前々仕用帳差上申候、古木の儀者古来より川東西用水樋ニ被下置候
（後略）

（室蘭市・大谷地公迪氏所蔵）
大谷地家は当時幕府領島崎村の庄屋であり、同領島崎村関係史料が多数残されています。旧島崎川の左岸が幕府領、右岸が村上領と大別されているが若干の交錯があるとも聞いています。また、両島崎村に掛かる大橋は、位置から考えれば現在の島崎橋の位置では

現在の島崎橋は長さ約十四m・左岸の幅十二m余・右岸の幅七m余です。当時の橋は二一m余ですから川幅もそれに近いものと推定できます。また、中学生の頃、橋のたもとに舟着場跡を偲ばせてくれる木の杭や板敷の洗濯場があったことを記憶しています。その頃の写真や川舟の体験を御持ちの方、また体験談を聞かれたことのある方、史料提供を御待ちしています。
（文書永井）

なからうかと推定しています。右の二点は今後の研究課題です。御教示願えたら幸いに存じます。大谷地家文書の中からもう一点、史料を紹介いたします。

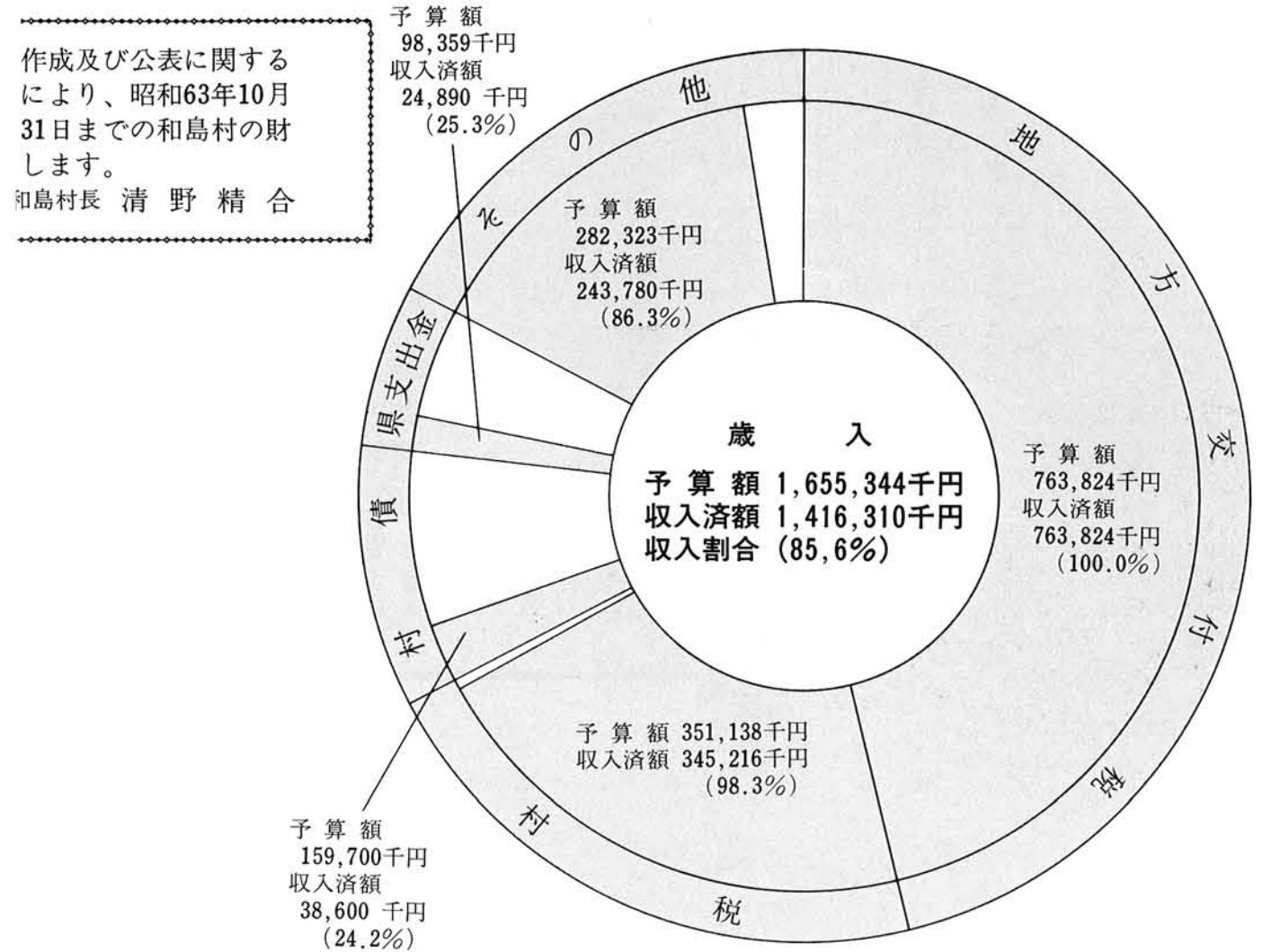
昭和63年度



和島村「財政事情の条例」の定めるところにより、昭和63年10月1日から平成元年3月31日までの和島村の財政事情をお知らせいたします。

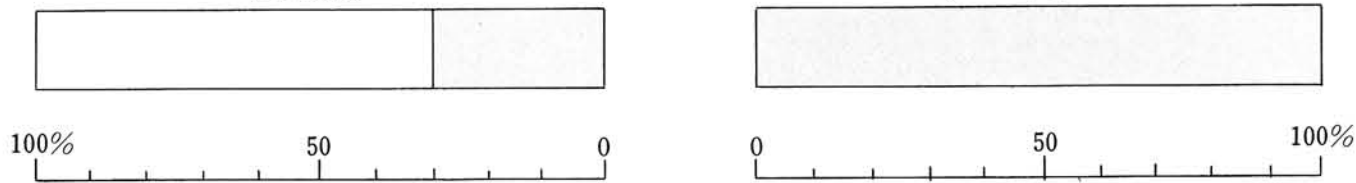
和島村長 清野 精合

予算執行状況



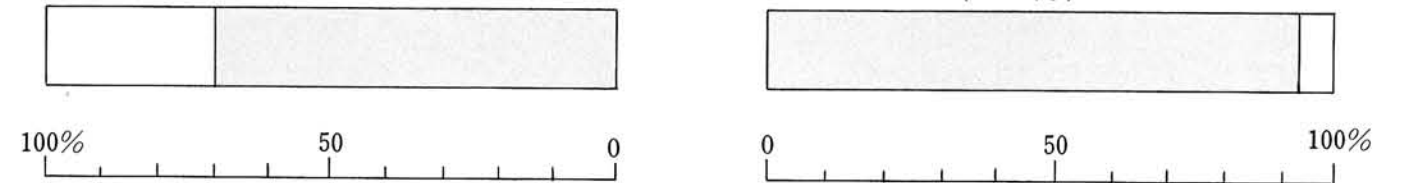
公共下水道事業特別会計 (予算額 16,700 千円)

歳出 支出済額 5,018 千円 (30.0%)
歳入 収入済額 16,702 千円 (100.0%)



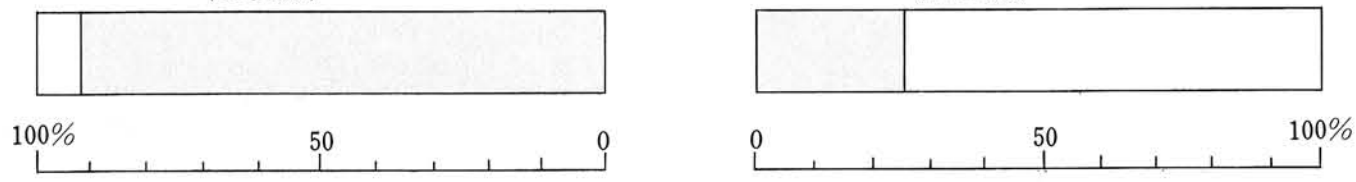
国民健康保険特別会計 (予算額 224,755千円)

歳出 支出済額 156,858千円 (69.8%)
歳入 収入済額 212,620千円 (94.6%)



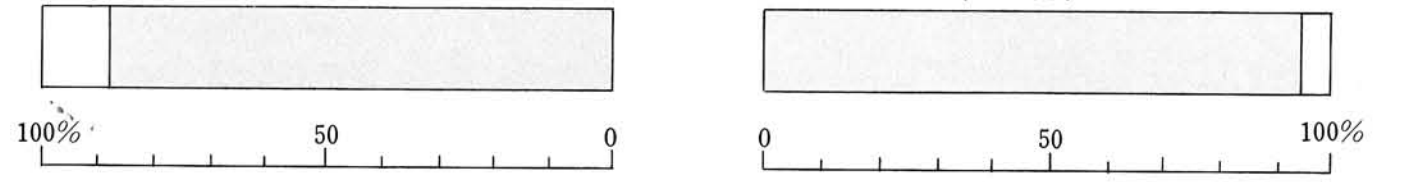
農業集落排水事業会計 (予算額 21,831 千円)

歳出 支出済額 19,768 千円 (90.6%)
歳入 収入済額 5,910 千円 (27.1%)



老人保健特別会計 (予算額 302,138千円)

歳出 支出済額 265,586千円 (87.9%)
歳入 収入済額 288,113千円 (95.4%)



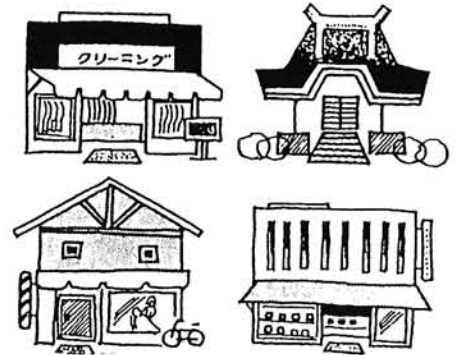
6月1日~7日 水道週間

怖いのは ふとしたわき見の その一瞬

サービス業基本調査及び 事業所統計調査(変動状況に関する調査) にご協力を!

総務庁では、7月1日現在でサービス業基本調査と事業所統計調査(変動状況に関する調査)を実施します。サービス業基本調査は、サービス業事業所の事業活動の実態を調査し、事業所統計調査(変動状況に関する調査)は事業所の新設・廃業等の異動状況を調査します。6月下旬から調査員が事業所を訪問して、調査票の記入をお願いしますので、御協力ください。

村の調査員はつぎの方です。
矢沢 健一さん(村田)
早川 国彦さん(島崎)
塚田 善平さん(駅前)



サービス業基本調査
事業所統計調査(変動状況に関する調査)

子供の食事で 固いものが必要なわけ

お母さん方は子供の食事で、毎日どんな物を食べさせたらよいかと日頃バランスに頭を悩ませていることと思います。特に最近では、蛋白質、カルシウム等の粉末が売られており、手軽に利用できて栄養学的にはほぼ満足できると思います。

しかし、栄養学的に十分でも、子供の体全体の発育という点では疑問が残ります。というのは、子供の食事の中に固いものがあれば、一生懸命に噛み砕くために顎を使うわけで、そのことが、顎の骨や筋肉の成長を促します。顎の骨の発育が悪いと、歯並びが悪くなり、むし歯ができやすく、歯槽膿漏にもかかりやすくなります。

また、固いものを常に噛むことにより、その刺激が子供の脳の発達にかかせないともいわれています。

歯は大切にしましょう。

国民年金保険料 免除の手続きはお早目に

国民年金の加入者のうち、農業や自営業者などの皆さん(第一号被保険者)は、保険料を納めることで、年金が受けられる仕組みになっています。しかし、何らかの理由で、保険料を納めることが著しく困難なときは、その人の申請によって、保険料の納付が免除される制度があります。免除の申請が承認される目安としては、

- ① 村民税が賦課されていない
- ② 失業して収入がない
- ③ 火災等で被害を受けた
- ④ 医療費等の出費で家計が苦しい

その申請の内容が一定の免除基準にあてはまると、保険料の納付が翌年の三月まで免除されます。なお、免除を受けた期間の年金額は、1/3に減額されることになっていきますから、生活に余裕が出たときは、将来、満額年金を受け取れるよう、その期間に、おすすすめします。

追納制度は、十年間までさかのぼり、一カ月ずつでも納められる大変便利な制度です。

また、障害の年金を受けている人や生活扶助を受けている人は、免除を申請しなくても、その状態が続いている間は、自動的に免除される仕組みになっています。

これを法定免除といいます。「今年はどうも国民年金の保険料を納めていかれそうもない」というような人は、早めに印鑑を持参のうえ、役場国民年金係で免除の手続きをしてください。



免除制度の正しい理解を!

「新しい体育指導委員さん紹介」

「スポーツ振興法」及び「和島村体育指導委員に関する規則」に基づき新しい体育指導委員さんが決まりました。これから二年間、和島村の社会体育推進にご尽力、ご協力下さる方々です。皆さんよろしくお願います。

氏名	住所	電話
平沢勝司	小島谷	74-3037
大倉春枝	村田	74-2733
清水義威	島崎	74-2309
阿部孝行	荒巻	74-3304
藤田智浩	阿弥陀瀬	74-3040
横山亘	島崎	74-2242
阿部洋子	島崎	74-2106
池田久美子	北野	74-2373

良寛さまの生涯(三)

玉島円通寺修業
円通寺は西国曹洞禅の名刹大忍国仙和尚に伴なわれ遠く異郷の地に旅立ったわけで玉島は現在の岡山県倉敷市(本年の全国良寛会総会の開催地)其の経路は定かでないが後の詩に「再び善光寺に遊ぶ」と言う中に「曾って先師(国仙)に随って此の地に遊ぶ」と言う節があるから信濃路を辿って備中玉島に向ったものと思われるが其の後の足どり所要日程などは杳として不明だがかなりの月日を費しての旅だったと思われる。

上山後は雲水修業の生活で早朝より作務勤行坐禪独参と一日として寧日ない毎日であったようで当時の様子を窺う詩として次の詩が残されている。
「億う円通寺に在りしとき」
此の詩の一節に
入室あえて後る、にあらず
朝参つねに徒に先んず
とありいつも人に先んじて修業に励んで居られた、又の詩
「円通寺」の中には
「幾度か冬春を経たる
衣垢つけば聊か自から濯ひ
食尽くれば城闕に出づ
門前千家の邑(村)
更に一人だに知らず
曾って高僧伝を読むに

僧は清貧を可とすべし」
円通寺に来てより何回となく四季を迎えたことであろう衣に垢がつけば自づから洗濯し食糧がなくなれば村に托鉢し寺の小門には千戸の村があつても誰一人として知る者も居ない孤独であったが書を友とし修行に励んだが以前読んだ高僧伝の中に慧可(達磨大師)の僧は清貧に甘ぶるがよいと言つた言葉が今尚頭に残つて居る。
こうして知る人とならない異郷の地に厳しい修業実践に十余年いそしんだわけで寛政二年に師大忍国仙和尚より卒業証書とも言うべき印可の偈を二十九番目の法弟として最後の愛弟子義提尼と一緒に円通寺高方丈に於て授けられた其の偈は
良寛庵主に附う
良や愚の如く道転寛し
騰々任運誰か看るを得む
為つて附ふ山形爛藤の杖
到る処壁間午睡の閑
騰々(ほのほの)山形爛藤杖(山形の藤の杖)
庵主(円通寺下の覚樹庵主跡に良寛椿在り)
此の偈は父以南が形見として贈つた「朝露に一段ひくしねむの花」とともに一生肌身離さず所持し遷化の後も木村家に残され現存して居る。

領収書や契約書と印紙税

私たちは日常の生活の中で、いろいろな文書を作成したり、もらったりします。このような文書の中には、代金をもらったときに渡す領収書やお金を借りる時の借借証書、土地や建物の売買契約書など、印紙税がかかるものがあります。昨年の税制改革により、印紙税法も改正されました。そこで、改正後の印紙税のあらましについて説明しましょう。

印紙税がかかる文書など

- ① 商品券、ギフト券などの物品切手(旧第四号文書)
 - ② 抵当権、無体財産権などの設定又は譲渡に関する契約書(旧第十四号文書)
 - ③ 賃貸借又は使用貸借に関する契約書(旧第十六号文書)
 - ④ 委任状又は委任に関する契約書(旧第十七号文書)
 - ⑤ 物品又は有価証券の譲渡に関する契約書(旧第十九号文書)
- この結果、印紙税がかかる文書は、領収書や借用証書、不動産売買契約書、手形、預金通帳など二〇種類になりました。印紙税がかかる文書かどうかは、文書の標題や名称に関係なく、その文書の内容によって判断します。また、印紙税額は、預金証書や預金通帳などのように一通又は一冊ごとに定額の場合と、売上代金の受取書(領収書)や不動産売買契約書などのようにその文書に記載されている金額に応じて税額が異なる場合があります。なお、消費税の課税事業者が作成する不動産等の売買契約書、請負契約書、領収書に消費税の金額が具体的に区分記載されているときは、その消費税の金額は記載金額に含めないこととされています。

☆ スポット ☆

手づくりのゲートボール場開き

大字小島谷では五月十四日(日)、小島谷集落センターの脇に、縦十五メートル、横二十メートルの、立派なゲートボール場が完成し、コート開きが行われました。

村から十萬円の補助金をもらい、コートには暗きよを施し、回りにフェンスを行いトイレも設置しました。

用地は中小島谷の久須美敏雄さんから借り受け、昨秋から地域ぐるみで取り組んで来たものです。

昨夜からの降雨で試合が危ぶまれましたが、雨もあがり少々軟弱でしたが、式典のあと村長の始球式が行われ、引き続き記念試合が地域のお年寄りにより行われました。



村長の始球式

よみがえった野球場

昭和五十四年にオープンした村民野球場も十年が経ちました。この間、村民の方ももちろんのこと村外からも多数の利用がありました。

最近暗きよ排水の機能低下や表土の流出により、コンディションが悪くなりました。

そこで今年、暗きよの布せ替えや表土の入れ替えにより素晴しくなりました。



☆ ワシマ ☆

スタート いきいき大学

4月21日、総合福祉センターで村内のお年寄り約60名が集まり、いきいき大学の開講式が行われました。

以前は高齢者学級と呼ばれていましたが、数年前からいきいき大学と改め内容も変化しました。

この日は、一年間の日程を協議するなど、村長から村が進めている事業について話を聞き、11回計画された講座がスタートしました。



村長室の黒板から

和島村長

山本 浩

- 四月二十一日 いきいき大学 開講 村政について報告
- 二十四日 前県知事故君健男 殿葬儀弔問、清掃センター最終処分場完工式、良寛審議会
- 二十五日 三古南蒲治山林道 総会
- 協会総会が本村で開催される
- 二十七日 農村地域定住促進 協北陸地区総会で石川県へ
- 五月五日 出県 長岡農政事務所 与板で土木振興会
- 八日〜九日 清掃センター管 理者一同巻、新発田両地区し尿 処理施設視察
- 十一日 県内市町村長議長会
- 十二日 農振会議 夜商工会
- 十四日 小島谷ゲートボール 場竣工 始球式
- 十五日 良寛の里美術館ゾー ン工事現場説明
- 十六日 全国農村地域定住促 進協総会並びに役員会で上京
- 十七日〜二十日 全国治水協 会総会並びに大会で山口県へ
- 二十二日 B&G財団へプー ル再建について陳情並びに打合 せ
- 二十三日 良寛審議会



歳時記

梅酒

梅の実が実る季節です。昔は、未熟の梅には青酸があるので、青梅を食べると中毒すると子供たちに注意したものです。でも、最近そんなことを口にする人は少なくなりました。飽食の時代になって、青梅を拾って食べる子などがいなくなつたからでしょうか。

日本のシソポルのような梅干しですが、その材料の梅も最近輸入物が多くなりました。が、梅酒用に売っている青梅は、鮮度の関係で国産が多いようです。

都会では梅干しを自家製する家は少なくなりましたが、梅酒作りはなかなかの人気です。梅の実と、砂糖または氷砂糖を焼酎(しょうちゅう)に漬けた梅酒は、夏の暑気払いなどにぴったりの飲み物です。梅酒を自家用としてつくる



れたのは、昭和三十七年のこととす。自分で消費するために酒と他のものを混和することは酒の製造とみなさないといふことになったわけですが、それで、梅のほかに、いろいろな果実を焼酎などに漬けて楽しめるようになりました。ただし、果実のうちでブドウだけは許可されていません。

ところで、六月五日は世界環境デー。そして、この日を初日とした一週間が環境週間です。今年のキャッチフレーズは「昨年引き続き、環境を築くよりよい環境」です。この期間に各地で、環境問題をテーマにした行事が行われます。東京では、公害車フェアなどが計画されています。

輪の友情のよう 読者リレー

われら仲間シリーズ(70)

再会に思う

川瀬 康 子さん(東保内)

月日の流れるのは早いものでこの間まで、鯉のぼりが気持ち良

さそうに泳ぎながら田植の様子をうかがっていたかと思うと、今では緑のジュウタンを敷き詰めたように青々となり、雨の日のあとなどは一層美しく見えるようになりました。

我家でも、一年生になった長男、緊張と不安の当初から少しづつ慣れ、色んな行事に参加して一回りも二回りも成長してきたようです。そんな入学間もない四月、桜の花の

満開の頃でした。リュックを負いカメラを肩にスポーツウエアの先輩の御夫婦に会いました。偶然にもその方は私が小学一年の時の恩師でした。御夫婦は早春の陽ざしに誘われて満開の桜並木を毎年二人で歩いていらつしやるのとてした。短い話を交した

だけでしたけれどその姿がとてもほのぼのと心暖まるものでした。毎日慌しく子供の世話に追われ夫との会話も少なくなつて自分を見失いがちな時に恩師にお会いして心ゆとりを持ち、回りの景色にも目を配れるような、20年30年先私達もこんな素敵な夫婦でありたいと、20年ぶりの再会を今を思う私です。



次は下富岡の新保美恵子さんを紹介します。

お知らせ広場

人権擁護委員制度をご存じですか！ 特設人権相談所開設のお知らせ

六月一日は人権擁護委員法が施行された日です。日本が戦後新しく生まれ変わったとき、何よりもまず国民の基本的な人権の擁護と人権思想の普及高揚が強く求められ、基本的人権の尊重を基調とした日本国憲法が制定されました。このような背景の下に、昭和二十三年にまず政令に基づいて人権擁護委員制度が設けられ、翌二十四年六月一日に人権擁護委員法が施行されました。国民の基本的な人権を擁護し見守る、いわば民間人による人権の番人の機関が誕生したのです。これが人権擁護委員制度の始まりです。

人権は、人間が平和に生きて行く上で、最も大切な権利です。自分だけでなく、みんな人権が尊重されなければなりません。つまり人権は共存するものなのです。

お互いに人権を守って明るい社会をつくりましょう。当村には村長から推薦されて法務大臣が委嘱した次の人権擁護委員がおられます。

村田 佐藤 美根さん
北野 池田 一雄さん



又、左記により特設人権相談所を開設いたしますので、家庭内のいざこざや近隣とのめめごとなどであなたの人権が犯されてお困りの方は気軽に相談においでください。相談は無料で秘密はかたく守られます。

日時 六月十五日(木)
午前10時から午後三時まで

会場 和島村総合福祉センター

相談員 法務局係官
村の人権擁護委員

そんな停め方で大丈夫？

~~~~オートバイの盗難が増えています~~~~

昨年、全国ではオートバイの盗難被害が過去最高を記録しました。また、オートバイを盗んだ犯人の98パーセントが少年で少年非行の防止上からも看過できない状態となっています。

これは、オートバイが軽量でキーを抜いても配線を直結にして容易に盗むことができる原因だと考えられています。

次のことに注意して盗難被害に合わないよう地域ぐるみ皆で気をつけましょう。

- 1 ハンドルロックの励行  
キーを抜いてもハンドルロックがされていなければ簡単に盗まれます。短時間でも必ずハンドルロックする癖をつけましょう。
- 2 小型オートバイは二重ロック  
小型オートバイ(原付)は、ハンドルロックしていても簡単に動かすことができます。ワイヤー錠等を活用して二重ロックしましょう。
- 3 安全な駐車場所の選定  
駐車するとき、特に夜間等は、人の目が届く場所又は知らない人が簡便に出入りできる場所に駐車することは避けましょう。

与板警察署

六月四日(日)は  
新潟県知事の投票日です。  
家族おそろいで投票しましょう。

### 児童手当の支払い

六月九日は、児童手当の支払日です。指定金融機関の口座へ次のとおり振り込みます。

**支払期間** 平成元年五月分から平成元年五月分まで

**支給額** 二人目の児童については、月額二千五百円、三人目以降の児童については、一人につき月額五千円で、特別給付該当者も同額です。

### 児童手当、特別給付 現況届について

受給者の方は、毎年六月一日から三十日までに、児童手当現況届または特別給付現況届を役場に提出することになっております。この届は、受給者の前年の所得の状況、養育の状況などを六月一日現在で確認するため、引き続き支給資格があっても六月分以後の支払を受けることができなくなります。

後日受給者宛に現況届の用紙を送付しますので期限まで役場住民課へ提出して下さい。

### 六月中の国民年金

◎60歳になる人  
昭和四年六月二日から昭和四年七月一日生まれの人は、掛金を掛け終わりました。老齢基礎年金の繰り上げ請求を希望する人は、請求できます。

◎60歳以上65歳未満の人  
受給資格期間を満たすことができない人、または過去に保険料の未納や免除があるため、掛け金をして年金額を増やしたい人は、任意加入することができます。

任意加入を希望する人は、必ず役場の窓口へ届け出て下さい。

◎65歳になる人  
大正十三年六月二日から大正十三年七月一日生まれの人は、老齢(通算老齢)年金の請求をしましょう。

◎現況届を出す人  
今月生まれの受給者は、現況届のハガキが届いたなら、忘れずに早めに証明を受けて出しましょう。

期限まで提出しない場合は、年金が一時差し止めとなります。ハガキを紛失した時は、国民年金係に申し出てください。

| 今月の納税     | 第1期分 |
|-----------|------|
| ※ 村県民税    | 6月分  |
| ※ 国民健康保険料 | 6月分  |
| ※ 国民年金保険料 | 6月分  |
| ※ 幼稚園保育料  | 6月分  |
| ※ 保育所保育料  | 6月分  |
| ※ 水道使用料   | 6月分  |

### 6月の心配ごと相談

日時……5日、15日、26日  
午前9時から正午まで

場所……福祉センター老人室

内容……生活相談・医療相談・家事相談・児童相談・年金相談・身障相談・職業相談・その他なんでも

その他……相談内容は秘密で費用は無料です。



## おかあさん わすれちゃダメよ！

—保健衛生行事—(6月)

| 月 | 日  | 曜 | 内 容                                           | 対 象                                 | 時 間         | 場 所         |
|---|----|---|-----------------------------------------------|-------------------------------------|-------------|-------------|
| 6 | 8  | 木 | 基本検診<br>(循環器・貧血・肝機能検査)<br>(レントゲン・肺癌検診もあわせて実施) | 40歳以上で職場等で検診の機会のない方                 | 午前8時30分~11時 | 福祉センター      |
|   | 9  | 金 |                                               |                                     | 午後1時~3時     |             |
|   | 12 | 月 | リハビリ                                          | 希望者                                 | 午前9時~12時    | 与板町<br>てまり荘 |
|   | 13 | 火 | 乳児検診                                          | S63年6月、7月、10月、11月、<br>H元年2月、3月生まれ乳児 | 午後1時~3時     | 福祉センター      |
|   | 15 | 木 | 糖尿病検診                                         | 該当者は個人通知します                         | 午前8時15分~11時 | 〃           |
|   | 20 | 火 | リハビリ                                          | 希望者                                 | 午後1時~4時     | 〃           |
|   | 21 | 水 | ツベルクリン反応                                      | 5月26日にツ反疑陽性と陽性だった方                  | 午後1時30分~2時  | 〃           |
|   | 23 | 金 | ツ反判定・BCG接種                                    | 6月21日にツ反をうけた方                       | 午後1時30分~2時  | 〃           |
|   | 30 | 金 | 糖尿病検診結果指導会                                    | 糖尿病検診受診者                            | 午後1時~3時30分  | 〃           |